

## 5. 「人工」「合成」とは表示されません

2020年(令和2)7月16日、食品表示法の改正により、一括表示欄の食品添加物の用途名表示に「人工」又は「合成」を冠した表示ができなくなりました(2022年(令和4)3月31日までは経過措置期間)。さらに、消費者庁では、消費者の誤認を防止するため、「食品添加物不使用」・「無添加」表示等に関するガイドラインを策定予定です。

旧	新
甘味料、人工甘味料又は合成甘味料	甘味料

## 6. 「量」について考えよう

全ての食品は化学物質で構成されています。食品を食べることで人の体内に入った化学物質は、体の動きによって分解されたり、尿と一緒に外へ出るなどふつうは体内にたまり続けることはありません。しかし、摂取量が一定量を超えると体に悪影響が現れます。

どのくらいの量なら体に悪影響を与えないか、その量は化学物質ごとに異なります。それぞれに「健康に悪影響を及ぼさない量」、つまり「許容量」があります。

食品添加物や農薬にはADI※が設定され、それらが実際に使用される時の基準値は、摂取量がADIを超えないよう設定されています。

<b>ADI</b> (許容一日接種量)	人が一生にわたって毎日摂取し続けても、健康上の問題が生じないとされる量
-------------------------	-------------------------------------

※ ADIはAcceptable Daily Intakeの頭文字をとった言葉です。ADIは一日当たり・体重1kgあたりの量(mg/kg/体重/日)で表します。

出典:「科学の目で見える食品安全」(内閣府 食品安全委員会)P4~P5を一部加工して作成

国民の消費生活の安定と向上のために

### 北海道立消費生活センター案内

北海道立消費生活センターでは、消費者トラブルに関する相談を受け付けている「消費生活相談」のほか、消費者の苦情などによる生活用品の品質や食品の安全性を確かめる「商品テスト」を行ったり、消費生活に関する消費者教育啓発講座を開催しています。また、施設見学も随時受け付けていますので、お気軽にご利用ください。

北海道立消費生活センター 受付時間 平日/午前9時~午後4時30分  
相談専用電話 ☎050-7505-0999

消費者ホットライン ☎188 「嫌や!」泣き寝入り お近くの消費生活相談窓口をご案内

消費者被害防止メルマガ 北海道のメールマガジン [ホットな] 関連情報配信中国  
消費者ほっとメール 発行: 北海道環境生活部くらし安全局 消費者安全課



編集・発行 北海道立消費生活センター (指定管理者: 一般社団法人北海道消費者協会)  
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目北海道庁別館西棟  
TEL 011-221-0110

### 参考文献

「食品添加物表示に関するマメ知識」(消費者向け)(消費者庁)より加工して作成

([https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_sanitation/food\\_additive/assets/food\\_labeling\\_cms204\\_210408\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/food_additive/assets/food_labeling_cms204_210408_01.pdf))

「科学の目で見える食品安全」(令和3年3月更新版 内閣府 食品安全委員会)より一部加工して作成

([https://www.fsc.go.jp/kids-box/foodkagakume/kagakume\\_1\\_8.pdf](https://www.fsc.go.jp/kids-box/foodkagakume/kagakume_1_8.pdf))

2022年1月作成

